

国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則

平成16年 4月 1日
規則第 136号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 授業料等の取扱い（第3条～第14条）
- 第3章 寄宿料の取扱い（第15条）
- 第4章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）における授業料等の料金の取扱いについて必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 授業料等の料金の取扱いについては、法令及び法人の諸規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 授業料等の取扱い

（授業料、入学料及び検定料の額）

第3条 授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、別表1に定めるところによる。

- 2 別表1所属区分欄の学部及び大学院（以下「学部等」という。）に在籍する者のうち、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第18条又は愛媛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定に基づき、当該学部等の修業年限又は標準修業年限を超えて一定期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在籍を認められた期間（以下「長期在籍期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学部等の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とするものとする。
- 3 学則第58条第3項に規定する個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときの検定料の額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあつては2,200円）とする。
- 4 学則第58条第4項に規定する第1段階目の選抜に係る検定料の額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあつては2,200円）とし、第2段階目の選抜に係る検定料の額は13,000円（夜間において授業を行う学部にあつては7,800円）とする。

（授業料の徴収方法）

第4条 授業料は、各年度に係る授業料について、当該年度において、学期その他の期間に区分して徴収するものとする。ただし、学生又は生徒の申出があつたときは、区分せずに徴収できるものとする。

- 2 学則第4条及び大学院学則第4条に規定する学部、研究科及び学環における月額授業料を徴収する場合の月数の計算にあつては、在籍する日の属する月を一月として計算する。ただし、9月1日から9月23日まで、及び9月24日から10月31日までの期間は、それぞれ当該期間を一月として計算するものとする。
- 3 前項のただし書きの場合において、第7条の入学した日の属する月、入学の日の属する月、第8条の復学等の日の属する月、第9条及び第11条の当該学年の始めの月、第12条の当初の月（研究生及び特別研究学生に係る授業料を除く。）、第13条の取り消しの日の属する月、その期の終

わりの月、徴収猶予の期間が満了する日の属する月、その消滅した日の属する月、その月については、次のとおり取り扱う。

- (1) 9月1日から9月23日までの期間の当該月を「9月」とみなす。
- (2) 9月24日から10月31日までの期間の当該月を「10月」とみなす。

(検定料の徴収方法)

第5条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第6条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第7条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後であるときにおいて、前期又は後期に徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に、入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

2 前項に規定する特別の事情による取扱いは、その原因が、法人の責に属するとき及び入学者の責に属さないときに適用し、入学者の個人的事情による場合は適用しないものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第8条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から、前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、徴収しないものとする。

- (1) 前期又は後期の授業料を納入後休学した者が、当該期間中に復学したとき。
- (2) 前期又は後期の授業料を納入後、当該期間中に学則第39条に規定する転学部をしたとき。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第9条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在籍する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在籍期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第10条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とするものとする。

(修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例)

第11条 第3条第2項の規定により、授業料の年額を定められた者が、学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在籍する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在籍期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

2 第3条第2項の規定により、授業料の年額を定められた者が長期在籍期間を短縮することを認められるときは、当該短縮後の期間に応じて、同項の規定により算出した授業料の年額に、当該者の在籍年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から、当該者が在籍した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在籍期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間であるときは、第3条第1項に規定する授業料の年額に、当該者が在籍した期間の年数を乗じて得

- た額から、当該者が在籍した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。
- 3 在籍期間を短縮するときに徴収する差額を算出する場合における当該者が在籍した期間に納付すべき授業料総額には、休学等により納付を免除された授業料の額を算入するものとする。
 - 4 留年などにより、在籍期間を超えたときは、別表1に規定する授業料の額を徴収するものとする。
 - 5 学年の途中で在籍期間の延長又は短縮を認める場合において、第3条第2項の規定により定める新たな授業料の額は、翌年度から適用するものとする。

(研究生、聴講生、科目等履修生、特別研究学生及び特別聴講学生の授業料の徴収方法)

第12条 研究生、聴講生、科目等履修生、特別研究学生及び特別聴講学生に係る授業料は、それぞれ在学期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。ただし、在学期間が3か月未満又は6か月未満のときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に徴収するものとする。

(授業料免除等の取扱い)

- 第13条 授業料の免除の許可を受けた者について、免除の理由が消滅したことにより、その免除を取り消したときは、免除した前期及び後期の授業料の額を、当該前期及び後期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月に徴収するものとする。ただし、不正の事実の発見により取り消した場合にあっては、取り消しの日の属する月に、免除した前期又は後期の授業料の全額を徴収するものとする。
- 2 授業料の徴収猶予の許可を受けた者から授業料を徴収する時期は、徴収猶予の期間が満了する日の属する月とする。ただし、徴収猶予の理由が消滅したときは、その消滅した日の属する月に徴収するものとする。
 - 3 月割分納による徴収猶予の許可を受けた者からは、毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間の開始前に徴収するものとする。
 - 4 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)の許可を受けた者が退学をする場合は、その期において徴収するものとしている額を、退学の許可をするときに徴収するものとする。
 - 5 前4項に規定するもののほか、授業料等の免除又は徴収猶予の実施について必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不徴収)

- 第14条 愛媛大学の大学院研究科修士課程を修了し、引き続き愛媛大学の大学院研究科博士課程に進学する者については、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
- 2 国、地方公共団体及び独立行政法人等の施策、依頼等に基づき受け入れる学生及び研究生等で、別に定める実施要領により、授業料等の取扱いが定められる者については、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
 - 3 愛媛大学医学部医学科の学生が、科目等履修生として愛媛大学大学院医学系研究科博士課程の授業科目を履修する場合にあっては、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
 - 4 ダブル・ディグリー・プログラム又はジョイント・ディグリー・プログラムに関する覚書等において授業料、入学料又は検定料が相互に不徴収とされた場合は、当該覚書等に基づき受け入れる学生については、授業料、入学料又は検定料を徴収しないものとする。
 - 5 愛媛大学農学部に置く食料生産学科知能的食料生産科学特別コース、生命機能学科健康機能栄養科学特別コース又は生物環境学科水環境再生科学特別コースの学生で、学士課程を卒業し、引き続き愛媛大学大学院農学研究科修士課程に置く当該特別コースに進学する者については、検定料を徴収しないものとする。
 - 6 愛媛大学農学部に置く食料生産学科知能的食料生産科学特別コース、生命機能学科健康機能栄養科学特別コース又は生物環境学科水環境再生科学特別コースの学生が、科目等履修生として愛媛大学大学院農学研究科修士課程に置く当該特別コースの授業科目を履修する場合にあっては、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
 - 7 愛媛大学教育・学生支援機構高大接続科目等履修生として入学する学生については、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
 - 8 渡日前入学許可制度を利用して愛媛大学に入学を志願する者で、別に定めるところにより、検定料の取扱いが定められる者については、検定料を徴収しないものとする。
 - 9 愛媛大学の学部学生が、科目等履修生として愛媛大学大学院教育学研究科教職大学院の課程の授業科目を履修する場合にあっては、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。
 - 10 愛媛大学に入学するウクライナ避難民の学生については、授業料、入学料及び検定料を徴収し

ないものとする。

- 1 1 授業料の未納を理由として学生生徒等に退学を命じたときは、未納の授業料の全額を徴収しないことができる。
- 1 2 部局等の長の申請に基づき学長が認めた科目においては、聴講生の授業料を不徴収とすることができる。

第3章 寄宿料の取扱い

(寄宿料の額及び徴収方法)

- 第15条 学則第65条に規定する寄宿料の額は、別表2のとおりとする。ただし、入居期間が短期に限定される者の寄宿料の額については、日額（別表2の月額を30で除した額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とすることができる。
- 2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月（後学期入学者の入学年における9月24日から10月31日までの期間は「10月」とみなす。）から退舎する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収することができるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を徴収することができるものとする。
 - 4 月の途中で寄宿料の額が低い居室から寄宿料の額が高い居室に移った場合は、その月において差額を徴収するものとし、月の途中で寄宿料の額が高い居室から寄宿料の額が低い居室に移った場合は、既納の寄宿料は還付しないものとする。
 - 5 別表2に規定する「単身用」と「世帯用」の区分は、当該居室に入居する者の専用に供する炊事設備の有無により決定するものとする。

(寄宿料の不徴収)

- 第15条の2 愛媛大学に入学するウクライナ避難民の学生については、寄宿料を不徴収とすることができる。

第4章 雑則

(その他)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、法人が徴収する授業料等の料金に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月27日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者に係る改正後の別表1は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成22年7月13日から施行する。
附 則
この規則は、平成23年3月29日から施行し、平成23年1月1日から適用する。
附 則
この規則は、平成25年1月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成25年9月11日から施行する。
附 則
この規則は、平成25年12月11日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
附 則
この規則は、平成29年2月1日から施行する。
附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度に入園する者から適用する。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、令和4年9月12日から施行し、令和4年7月22日から適用する。
附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
この規則は、令和7年6月5日から施行する。

別表1 国立大学法人愛媛大学授業料等料金額表

区 分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部			
一般	535,800	282,000	17,000
転学、編入学、再入学	535,800	282,000	30,000
夜間主	267,900	141,000	10,000
転学、編入学、再入学	267,900	141,000	18,000
大学院	535,800	282,000	30,000
附属高等学校	115,200	56,400	9,800
附属特別支援学校(高等部)	4,800	2,000	2,500
附属特別支援学校(中等部)	—	—	1,500
附属特別支援学校(小学部)	—	—	1,000
附属中学校	—	—	5,000
附属小学校	—	—	3,300
附属幼稚園	73,200	31,200	1,600
研究生	月額28,900	84,600	9,800
研究生(本学卒業生・修了生)	月額14,400	—	9,800
聴講生	1単位5,000	—	—
科目等履修生	1単位14,400	28,200	9,800
科目等履修生(本学卒業生・修了生)	1単位7,200	—	9,800
特別研究学生	月額28,900	—	—
特別研究学生(本学卒業生・修了生)	月額14,400	—	—
特別聴講学生	1単位14,400	—	—
特別聴講学生(本学卒業生・修了生)	1単位7,200	—	—

別表 2 国立大学法人愛媛大学寄宿料料金額表

区 分	寄宿料(円)
御幸学生宿舎(A棟)	月額16,000
御幸学生宿舎(B~D棟)	月額20,000
国際交流会館(单身用)	月額5,900
国際交流会館(世帯用)	月額11,900
医学部学生宿舎	月額22,000
医学部附属病院研修医宿舎(32.4m ²)	月額34,000
医学部附属病院研修医宿舎(38.9m ²)	月額41,000